

雲仙市結婚・定住支援金（結婚支援金）

結婚し、市内に定住される方々の経済的な負担を軽減するため、「結婚支援金」を交付します。

概要

○交付額 **40万円** ※2年間に分割して交付



○対象者（次のすべての要件を満たす人）

- 令和4年4月1日以降に婚姻し、婚姻後1年以内に申請すること
- 婚姻時の年齢が夫婦ともに42歳未満であること又は夫婦の両方若しくはいずれか一方が42歳以上の場合で婚姻した年度の翌年度末までに出産した当該夫婦の子がいること
- 夫婦ともに雲仙市内の同じ住所に住民票があり、3年以上市内に居住することを誓約すること
- 雲仙市内の自治会に加入していること
- 過去に雲仙市から結婚に関する支援金・奨励金の交付を受けたことがないこと
- 離婚した夫婦が同一の相手と再度婚姻をする場合でないこと
- 雲仙市税等（国保税を含む）の滞納がないこと（世帯全員：但し16歳以上の者に限る）
- 対象者・同居する人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団員でなくなった日から5年以上を経過していること

※上記の要件を満たさないこととなった場合は、交付の決定を取り消し、支援金を返還していただきます。

※令和4年3月31日以前に婚姻された夫婦は、令和3年度まで実施していた「結婚奨励金」の対象として、令和4年度も申請できます。



「結婚奨励金」について詳しくはこちら

（参考）他に対象となる可能性がある支援の例

○結婚新生活支援補助金

新たに婚姻をした夫婦に対し、住宅の購入費、リフォーム費、住居の家賃、引越費用を支援
上限：29歳以下 60万円、39歳以下 30万円

○若者UIターン家賃補助金

市外から転入した若者（18歳以上35歳以下）がいる世帯の家賃の2分の1を支援
上限：複数世帯 2万5千円/月、単数世帯 1万5千円/月

○結婚・定住支援金（赤ちゃん支援金）

出生した子ども1人あたり20万円を支援

詳細と
その他支援
はこちら



詳細と
様式は
こちら



結婚支援金

【問合せ先】

雲仙市役所 地域づくり推進課 移住・定住・婚活推進班
TEL:0957-38-3111

【結婚支援金】 交付までの流れ

①承認申請（※最初の1回のみ） ※婚姻した日から1年以内に手続きが必要です！

【提出書類】

- (1) 結婚支援金承認申請書（様式第1号）
- (2) 住民票謄本
- (3) 確認書及び誓約書（結婚支援金）（様式第2号）（夫婦各自1通ずつ）
- (4) 自治会加入証明書（様式第3号）
- (5) 結婚・定住支援金に係る調査承諾書（様式第4号）
※提出した場合、（2）の書類は省略可
- (6) 母子健康手帳の写し
（夫婦の両方又はいずれか一方が42歳以上の場合で当該夫婦の子を出産した場合に限る）
- (7) その他 市長が必要と認める書類

承認決定通知 ※提出から1か月程度

②交付申請（※毎年1回（合計2回）手続きが必要です！）

※上記「承認決定」に記載される期間内に手続きをしてください。

【提出書類】

- (1) 結婚支援金交付申請書（様式第6号）
- (2) 戸籍謄本（本籍地で発行）
- (3) 住民票謄本
- (4) 雲仙市税（国保税を含む）の滞納がない証明書（16歳以上の全世帯員）
- (5) 結婚・定住支援金に係る調査承諾書（様式第4号）
※提出した場合、（3）、（4）の書類は省略可
※転入1年目で雲仙市で課税されていない場合は、1月1日時点の居住地の滞納がない証明書（完納証明書等）が必要
- (6) 上記の承認決定通知書の写し
- (7) その他 市長が必要と認める書類

交付決定・補助金の交付 ※提出から1か月程度

詳細と
様式は
こちら



結婚支援金

【問合せ先及び提出先】 ※郵送又は各総合支所でも提出できます
〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714番地
雲仙市役所 地域づくり推進課 移住・定住・婚活推進班
TEL:0957-38-3111